



南無阿弥陀仏

人と生まれたことの意味をたずねていこう

発行日:2025(令和7)年12月24日 第66号 発行者:飛騨御坊真宗教化センター長・高山別院輪番 三島多聞
高山市鉄砲町6 Tel 0577-32-0776 web <http://hidagobo.jp> E-mail takayama@higashihonganji.or.jp

「同朋唱和」と「サンギーティ」一緒に唱和する

■別院報恩講 結願逮夜の同朋唱和

11月1日～3日、高山別院報恩講が厳修され、2日の午後は「正信偈 真四句目下」による同朋唱和で結願逮夜が勤められました。

今年度は、帰敬式の執行もあり参詣者も参勤者も多く、参詣席からのお勤めの声もよく出ていました。

同朋唱和では、『同朋唱和勤行集』(緑本・本山発行)を持って来られる方もいらっしゃいますが、やはりお持ちでない方も多く、またこの勤行本が本山で絶版となったことから、今回、貸出用として蓮如上人御遠忌記念の『報恩講勤行集』(うぐいす色)を準備し使用しました。しかし、『報恩講勤行集』では念仏と和讃が一体となっておらず、頁を頻繁に移動しなければならないため慣れていないと読みづらく、果たして参詣者にとって十分な形であったか課題が残ります。このようなことから、結願逮夜の同朋唱和用に新たな勤行本を制作してはとの声も聞かれます。

ただ、現在使用されている勤行本の種類を挙げれば、『大谷派勤行集』(赤本)『同朋唱和勤行集』(緑本)【本山発行】・『報恩講勤行集』『同朋唱和勤行集』『青少年勤行集』【教区別院発行】・『報恩講同朋唱和集』【高山2組発行】と多数あり、新たに発行するとなると、僧侶はともかくご門徒にとっては混乱が広がるのではとの懸念もあります。それでも報恩講同朋唱和を継続していくためには、必要なものだらうと思います。



別院報恩講 11月3日結願逮夜 同朋唱和

■別院報恩講を目前に同朋唱和推進事業

今年度も、別院報恩講に先立ち、同朋唱和を促していくセンター事業が実施されました。

① 声明儀式作法研修会(主催:育成部会)

「正信偈」を中心に、平生のお勤めや作法をテーマに開催。同朋唱和の推進のため、先ず僧侶・寺族が学ぶ場とともに、企画会議懇談会での問題提起を受け、兼職者でも参加いただきやすいよう、3回の開催全てを夜間に開催。

②第1回真宗公開講座(主催:一組真宗の会)

昨年に続いての開催。報恩講結願逮夜のお勤め練習と、御逮夜のご和讃について学ぶ場として開催。

こういった同朋唱和を促していく事業の実施を踏まえ、報恩講へとつなげていく。ここに「センター教化の集大成が別院報恩講」であるということの一つの形を見ることが出来ます。

①も②多くの参加者があり、①については多くの兼職者僧侶に参加いただきました。お勤めをすることを大切にする意識が根付いていると感じます。

■「同朋唱和」と「サンギーティ」(共に唱和する)

この真宗の宗風とも言うべきお勤め(同朋唱和)の原点を想起させる話を一つ紹介します。

お釈迦さまは80歳でお亡くなりになられました。その後、お弟子の一人である魔訶迦葉は、お釈迦さまが説かれた教えを弟子たちが勝手に解釈し、間違った教えとして伝わっていかないか心配されました。そこで、魔訶迦葉は500人の仏弟子(阿羅漢)を集め、お釈迦さまの説かれた教えを確かめあう集まりを開きました。この集まりがもととなり、お経が作られていくこととなることから、このことを「経典結集」と言います。この「経典結集」という言葉、インドのものとの言葉に返すと「サンギーティ」という言葉となり、さらに日本語に訳すと「共に唱和する」という意味だということです。

お釈迦さまは、たくさんの教えを説かれましたが、文字にして残すということはされていません。教えを口述し唄にして声を出して唱え、弟子たちはその唄を覚えて声を出して唱和していました。ですからこの「サンギーティ」というのは、弟子たちが教えの唄を声を出して共に唱和し、「お釈迦さまが大切にされた教えはこうであった」ということを共に確かめいく場であったのでしょう。これはもう、「お勤めの場であった」と言ってもよいのではないかと思います。

同じように、今日、日々のお勤めや法事や葬式で、共に声を出して「正信偈」のお勤めをする同朋唱和にも、親鸞聖人があきらかにされた本願の教えを、僧侶も門徒も、人間のあらゆる立場を越えて、「このことが誰にとっても大切なことだよね」と共に声を出して確かめていくという、そういう意味があるのでしょう。ですから、同朋唱和とはサンギーティなのだということを、広く認識してもらえるようになればと思います。

■根幹的な儀式としての同朋唱和

親鸞聖人のご命日に勤まる報恩講は、伝統的な儀式として執行される、僧侶による莊厳なお勤めがどうしても際立ちます。高山別院では、その報恩講儀式に同朋唱和を組み入れました。それは、我々がいたいているのは本願の念仏なんだと確かめる「お講、サンギーティ」としてのお勤めの姿が、報恩講の儀式として確立されていると言えるのではないでしょか。

この同朋唱和、決して単なるお勤めの一つの方法(仕方)と考えてはいけないのだろうと思います。共に親鸞聖人があきらかにされた教えを聞いていくサンガ(僧侶)の姿を莊厳し証明する歴史的根幹的な儀式なのだと認識して、大切にしていかなければならぬと改めて思うことです。

ひだご坊真宗教化センター
耳なれすすめ



謹んで 新年のご挨拶を申し上げます

2026年元旦

飛騨御坊真宗教化センター・高山別院照蓮寺

★センター・別院からのお知らせ★

高山別院報恩講反省会 高山別院

12月12日、高山別院報恩講反省会が開催されました。

反省会では、各担当パート(団体)より事前に反省点や気がついたことについて報告をいただき、それに基づいて協議する形で実施されました。その主な内容は以下のとおりでした。
日程について・・・執行にあたる各団体の負担軽減を配慮して、本年より日程を短縮して執行した。参詣者も多く本堂内は満堂であった。一方では、帰敬式受式者の拘束時間が長いといった問題もあった。
テントなどの配置について・・・参詣者がわかりやすいように、看板等の設置や仮設物等の会場レイアウトを一考する。

第1回企画会議を開催 センター事業の整理及び予算削減について協議

12月18日、今年度第1回目の企画会議が開催されました。

会議では、センターの課題となっている、「願う教化」に立った事業となっているのかの問題提起を踏まえ、センター委員の負担の問題も絡めて事業をどのように整理していくのか、またそこに来年度からの交付金の減額をどのように反映していくのかについて、各部会室からの提案を確認し、次期センター体制に引き継ぐことが確認されました。

また、企画会議懇談会実施を踏まえ、今後継続的に各組との懇談の場を継続していく視点として親鸞教室を提示し、その各組の現状について組長懇談会で問題提起していくことが確認されました。

《連載》「同朋会運動」としてのハンセン病問題－謝罪から共なる解放へ－ ③

■ハンセン病問題の現在地①

－ハンセン病家族訴訟と判決が示したもの「らい予防法」の廃止で終わったわけではない
2019年6月28日、熊本地方裁判所は、国の隔離政策が、ハンセン病患者のみならず、その家族に対しても、差別や偏見、家族関係の崩壊など多大な被害を与えるものであったとして、国の責任を認める判決を言い渡しました。

この判決を受けて、ハンセン病市民学会※2は、広く市民の間でこの判決の意味が共有され、ハンセン病問題の全面解決に向けての力としていくために「ハンセン病家族訴訟熊本地方裁判所判決に対する声明」を発出しました。この声明の文言を手がかり、家族訴訟判決の意義を見つめ、ハンセン病問題の現在地について確かめていきたいと思います。

隔離政策による生み出された社会構造

国が実施した隔離政策により、ハンセン病家族が大多数の国民らによる偏見差別を受ける一種の社会構造を形成し、差別被害を発生させた。〔声明より抜粋①〕
隔離政策というものが存在すること自体が、その社会に生きる者の上に、ハンセン病を患った人たち、そしてその家族を差別し、蔑視し排除していくような気持ちを起こさせていく働きをする、つまり差別を生み出す社会構造が形成されていくことの問題が提起されています。

共命鳥の話はご存知だと思いますが、毒饅頭を食べさせて相手を殺して、二羽で共有していた一つの胴体を自分だけのものにしようとした。しかし、当然ながら相手が死ぬことで胴体も死にそして自分も死んでいく。これは、人を傷つけようと思ったら自分も傷つくというような話ではありません。穢土の働きをあらわす話だと思います。胴体はいのちのたとえです。つまり、すべての生き物が共有しているいのちつながりを断絶させる働きが穢土の働きであり、すべてのいのちを、そのつながりのなかで生かし合うはたらき、それが淨土の働きであるということです。

差別というのは個人の意識だけによって生み出されるものではなく、五濁の世と言われる世が、そこに生きる者をして排除、差別のこころを生み出す差別者としていく。そういうことが、ハンセン病問題とい

所で極めて具体的にこの判決は語っているのではないか。願生淨土ということを救いの中身としていく私たちにとって直結してくる問題が、この判決によって示されているのだと思います。差別の問題を個人の意識というところのみに収斂させていくところからは、ハンセン病問題の真の解決は生まれてこない、そのようなことをこの判決は語っているのだと思います。

偏見差別を除去する義務

ハンセン病患者を療養所に隔離したこと等により、家族間の交流を阻み、家族関係の阻害を生じさせ、これらの差別被害は個人の尊厳にかかわる人生被害であり、生涯にわたって継続しうるもので、その不利益は重大であり、ハンセン病家族にも隔離政策を遂行してきた国は、偏見差別を除去する義務を、ハンセン病患者の家族との関係でも負わなければならぬと認めた。〔声明より抜粋②〕

国は、2001年の国賠訴訟判決で敗訴したにも関わらず、この家族訴訟で家族に対する加害責任は国にはないということを主張しました。眞の謝罪ではなかったことが明らかになりました。そのことが患者家族をどれだけ傷つけたか。家族の被害、退所者の被害、入所者の被害、それぞれ全てが、決して重い軽いではない固有の質を持った被害者なんだということを明らかにしたのがこの判決だと思います。

ハンセン病問題の現在地

隔離政策に対する厚生大臣、国会議員の責任を認めただけでなく、らい予防法廃止後にも厚生大臣・厚生労働大臣、人権啓発活動を所掌する法務大臣、学校教育・社会教育を担う文部大臣・文部科学大臣が、差別偏見を除去するための義務を怠ったとして、違法性、過失を認めた。〔声明より抜粋③〕

これは、「らい予防法」の廃止が、隔離政策の終了では決してないということを表しています。「何も変わらなかった現実」と象徴的に言いましたが(12月号)、20数年たった今も、本質的には何も変わってないということをこの判決は述べていると受け止めます。これまで、ハンセン病問題のこれまでと言う時は、「隔離政策が存在している時“のことを問題にしていましたが、「らい予防法」が廃止されて28年、この間私たちは、被害者に対して被害回復という責任を果たしてき

たのかということが、この判決から強く問われています。判決は、廃止以降の三省の対応は違法だと断じました。2001年の判決は、隔離政策そのものを断罪しました。それは、大谷派に身を置くものとしてとても大きな問い合わせでしたが、教団の「歴史」を背負うという間接感がどこかにありました。しかしこの判決は、そのような「歴史」を背負う“ということではなく、「現実にあなたが隔離の加害者なんだ」という現在進行形の問い合わせをしたということです。

〔家族訴訟の闘いから新たな歩みを〕

「水平社宣言」では、冒頭の呼びかけの言葉の後、いわゆる「解放令」以降の半世紀間を捉え、その間になされた運動が、何らありがたい効果をもたらさなかったのは、それらのすべてが「吾々によって、また他の人々によって毎に人間を冒瀆されていた罰」であったと述べています。その冒瀆の中身が「勤る」という言葉で表されます。「勤る」とは「かすめとる」いう意味です。差別をなくすという名のもとでなされる取り組みが、人間をかすめとっていくものであった。そして、「人間を勤るかのごときあり方」から「人間を尊敬することによって自ら解放せん」とするもの集団運動として、水平社が必然的に誕生しました。

私は、水平社創立の時にとらえられた50年間と、今回の家族訴訟によって勝ち取られた判決が示す、予防法廃止後の20数年間の在り方は重なるものであり、水平運動によって100年前に、解放に向けた新たな歩みが始まったように、私たちもまた、家族訴訟の闘いから、隔離された者、隔離した者が共に解放されていくあらたな歩みを始めることが、強く求められているのだと思います。そういうような所にハンセン病問題の現在地があると思っています。

※2 ハンセン病市民学会

ハンセン病問題についての検証、交流、提言を柱とした活動を行う市民運動団体。2005年に設立。

元解放運動推進本部本部員

三重教区金藏寺住職 訓霸 浩



飛騨御坊 HP『ひだご坊一口法話』1月 佐藤義晃氏 (清見組了徳寺住職) 夏野晃遵氏 (清見組満成寺住職)

真宗公開講座 1月29日(木)午後2時～ 講師：松金直美氏(大谷大学講師) 講題：地域をつくる真宗

飛騨御坊真宗教化センター・高山別院 2026年1月行事予定

日	曜	時間	ご坊センター・高山別院・教区・組	会場
1	木	0:00	別 修正会 法話：三島 多聞氏(輪番)	本堂
2	金	13:00	別 修正会 法話：小原 正憲氏(専念寺前住職)	本堂
3	土	13:00	別 修正会 法話：三島 多聞氏(輪番)	本堂
4	日		別 鏡開き	
5	月			
6	火			
7	水		教 教務所・教務支所 仕事始め	
8	木	14:00	教 寺院活性化支援会議	岐阜高山教務所
9	金			
10	土			
11	日	13:00	別 大谷婦人会新年互例会 法話：三島 多聞氏(輪番)	御坊会館
12	月			
13	火	7:00	別 前住上人ご命日	本堂
14	水			
15	木	15:00	教 教務所員ミーティング 15時～事務休止	高山教務支所
16	金			
17	土			
18	日			

日	曜	時間	ご坊センター・高山別院	会場
19	月	14:00	教 第2回聖典聖教学習会	研修室(WEB)
20	火	8:00	別 半日華	本堂
21	水	13:30 14:00	組 高山2組坊守会 教 総務会法要教化部会役職者会	研修室 センター室
22	木			
23	金	17:30	組 高山2組新年会	
24	土			
25	日			
26	月	19:00	教 教化研究所	研修室
27	火	13:00	別 お達夜	本堂
28	水	13:00 14:00	別 親鸞聖人御命日 法話：白尾 匠(長圓寺住職) 教 富山・岐阜高山教区 教化関係協議会	本堂 高山教務支所
29	木	14:00	七 真宗公開講座⑤(講師:松金直美氏)	御坊会館
30	金			
31	土			

2026年2月 ※中旬までの掲載とし、定例行事は省きます

日	曜	時間	ご坊センター・高山別院	日	曜	時間	ご坊センター・高山別院
2	月	14:00	教 寺院活性化支援会議	9	月	13:30	困 全国教学研鑽機関交流会
3	火	13:30	東海地区同推協代表者会議	10	火	14:00	教 区会参事会・教区門徒会常任委員会
5	木	14時/19時	教 御同朋を生きる輪読会	12	木	13:00	組 高山2組追弔会

教務支所事務休止 1月6日まで 年末年始事務休暇となります／15日は15時以降事務休止となります。何卒、よろしくお願いします。